

## 今後の委員会について

前回の委員会において「今後の委員会の進め方について」（参考資料）に沿って説明しました。

本日からその検討をスタートし、現在の任期中に下表に示す項目等についてご意見を伺ってまいります。

① 委員会の役割の明確化
② 審議事項の明確化
③ 周辺住民の方との接点

### 1 委員会の役割の明確化

当委員会は、清掃工場の稼働及び環境への影響に係る監視だけでなく、清掃工場の稼働に係る重要な審議を行う機関です。

監視項目の中で基準を超えた場合には判明した時点で原則焼却炉を停止します。そして、再び焼却炉を稼働する前には当委員会の了承を得ることとしています。

役割	清掃工場の稼働、環境への影響の監視
	再稼働に係る了承

### 2 監視の明確化

当委員会で監視する項目については、建設計画の際に隣接町会等と協定したことに準拠しています。監視する項目等については「柏市第二清掃工場委員会監視要領」に記載されています。

さらに、その後監視が必要となった項目例えば放射性廃棄物（指定廃棄物）の仮保管に伴う放射線量などを追加しています。

監視する内容については監視項目、周辺環境監視項目、報告事項等に分かれています。

監視項目	清掃工場からの直接的な影響項目
周辺環境監視項目	清掃工場以外の影響もある項目
報告事項	清掃工場の稼働状況

### 3 周辺住民の方との接点

新しく引越された方だけでなく、以前からお住まいの住民の方の中にも清掃工場への不安をお持ちの方がいると思われます。

当委員会はこのような住民の不安を解消することを目的としています。

接点	委員会だより（仮称）の回覧
	相談窓口の案内
	委員会の傍聴

#### 4 具体的な検討

すでに本定例会から資料集を修正しています。また、委員会だより（別添資料）を本委員会後議事録を確定した後の11月には3つのふるさと協議会内の町会に回覧する予定です。

今回を含め4回の定例会において検討したことを次に示す資料等に反映させていただきます。

- |                    |
|--------------------|
| ①柏市第二清掃工場運営委員会監視要領 |
| ②資料集               |
| ③委員会だより            |
| ④その他               |

(参考資料)

## 今後の委員会の進め方について

本委員会は第二清掃工場計画時からの経緯を踏まえ発足した特別な委員会である一方で、昨年4月からは柏市附属機関設置条例の附属機関として位置付けられ、形式的には柏市附属機関等組織運営要領（定数等）に基づくことが求められています。

また、第二清掃工場は稼働して既に13年が経過し、さらに今後も長きに渡る稼働が見込まれ、併せて本委員会も清掃工場に合わせ長期的な運営が求められます。

このようなことから、市は、これまでの歴史的背景に配慮しつつ、附属機関としてより公的かつ第二清掃工場の審議に特化した役割を担い、もって周囲の生活環境の保全と清掃工場の安定稼働に寄与することを目指した委員会にするため、現状の課題を洗い出し、今後の委員会のあり方を検討すべきではないかと考えます。

そのためには、次のような項目を整理すべきと考えています。

- ①設置当時の委員会の位置付け及び委員の役割
- ②現在の委員会の位置付け及び委員の役割
- ③将来求められる委員会像
- ④上記①②③を勘案した委員会の位置付け及び委員の役割
- ⑤上記④に応じた委員会の審議事項と各委員の役割
- ⑥委員会の情報公開、情報提供方法
- ⑦柏市第二清掃工場委員会監視要領の補完
- ⑧土日の開催 等々

上述の項目については、次期委員任期中（平成30年6月～32年5月）の4回の委員会（定例会）において、審議事項が終了した後で御意見等を伺ってまいりたいと考えます。

※これらの内容については、委員からの御意見を最大限に尊重した上で、最終的には市が責任を持って確定させることとなります。